

3. 要求水準書（案）運営・維持管理業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	iii			用語の定義	「運営・維持管理業務」に（造成、土壌汚染対策工事を含む）との記載がありますが、誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	iv			用語の定義	「実施設計図書で補足・完備させなければならない。」との記載がありますが、運営・維持管理業務については、実施設計図書ではなく、第8章に規定する各種のマニュアルや計画書等が該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	3	第1章	第1節	6 1)	運営事業者の業務範囲について、「運転管理業務（受付管理を除く）」とあります。プラットホームにおける受入業務は運転管理業務に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	4	第1章	第2節	1	「不燃ごみ（積替え・保管）」、「不燃性粗大ごみ（積替え・保管）」、「資源物（積替え・保管）」とあります。ストックヤードにおける仕分けの対象物は上記不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源物と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	4	第1章	第2節	1	計画年間処理量について、イノシシ（狩猟・野良）用に専焼炉を設けない場合、焼却施設の年間処理量に加える必要がございますが、応募各者で見積条件を揃える必要があると考えますので、イノシシ約580頭の年間処理量(t/年)にてご教示ください。また同様に、野良犬猫約2,100頭についても、年間処理量 (t/年) をご教示ください。	イノシシ約580頭の年間処理量は、約20 tです。 野良犬猫約2100頭については、計量をしていない為、重量は不明です。
6	10	第1章	第3節	13	災害発生時の協力について、「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。」とあります。本施設で処理すべき災害廃棄物の想定量をご教示ください。また、当該災害廃棄物の処理による人員増等の追加費用が発生する場合、その費用負担についてはご協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	市民からの災害廃棄物は全量受入れとなりますが、本施設で処理する災害廃棄物の一日当たりの処理量や受入れ時間等は協議により決定するものとします。また、その場合の費用についても協議対象とすることとします。
7	10	第1章	3	13	計画年間処理量には災害廃棄物を除くとの記載がありますが、計画量に災害廃棄物量は見込まないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	15	第3章	第2節	1 1)	「搬入出車両を計量棟において受付、計量、記録、確認、管理、料金徴収、納付書・領収書発行を行うこととし、これら業務は本市が行う。」とあります。一般持込車搬入に伴う、電話等による搬入予約受付業務も貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	16	第3章	第3節	4)	「処理不適物が残った場合は適切に貯留すること。」とありますが、その処理については貴市の範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

3. 要求水準書（案）運営・維持管理業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
10	16	第3章	第4節	3)	有害鳥獣（イノシシ等）の処理を行うとの記載がございますが、有害鳥獣は本要求水準書（案）P4の表のイノシシ（狩猟・野良：1日の搬入上限6頭）年間処理量約580頭のことで、野良犬猫等は含まれないものとの理解で宜しいでしょうか。また有害鳥獣に含まれない場合には、野良犬猫等は一般ごみと同様の受入・焼却処理をすとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	16	第3章	第6節	2)	「～なお、電気事業者との契約については、買電に係る契約の契約者は運営事業者、売電に係る契約の契約者は本市とし、売電収入の帰属先は本市とする。」とあります。売電に係るアンリラリー料金は貴市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	売電に係る契約者は事業者とします。公告時に要求水準書を修正いたします。アンシラリーサービス料金についても事業者負担とします。
12	18	第3章	第12節	2)	R2.5.7の搬入車両台数の実績を提示して頂いていますが、これは繁忙期における最大搬入台数と理解してよろしいでしょうか。年末等繁忙期における業務負荷を検討するために、ごみ種、搬入車両種毎の最大搬入台数、及び繁忙期の年間日数の想定値、もしくは過去3年間分程度の搬入車両種ごとの実績値をご教示頂きますようお願い致します。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、公告時に提示します。
13	18	第3章	第12節	2)	搬入台数の実績は、本数字をもとにご提案すとの理解でよろしいでしょうか。また、時間当たりの計画量のご提示ください。	前段については、No.12を参照してください。後段のデータは、公告時に提示します。
14	22	第4章	第3節	2 1) (1)	展示・学習機能に係る展示・解説のコンテンツは、運営期間に2回以上更新する者との記載がございますが、一方で、P31第5節 5)では、見学者説明用パンフレットや説明用映写ソフト、場内案内説明装置の内容更新は、運営期間中に3回行うとの記載がございます。P22の2回以上記載は、3回と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。P22「展示・学習機能に係る展示・解説のコンテンツ」の2回以上更新については提案によります。
15	23	第4章	第7節	1)	「運営事業者は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）平成27年3月改訂 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」～」とあります。廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）は令和3年3月にも改訂されています。最新版を参照すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。公告の際に要求水準書を修正いたします。
16	25	第5章	第2節	表5-1	業務期間中の測定項目の内、排ガスの有害金属については、要求水準書（案）設計・建設業務編のP9 第1章 第2節10 1) (7)その他物質の表の指定有害物質8項目との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	25	第5章	第2節	表5-1	放流水の測定項目欄の記載内容について、「要求水準書…第1編…」は、「要求水準書（案）…第1章…」と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を公告の際に修正いたします。
18	25	第5章	第2節	表5-1	空間放射線測定について、測定器の規格や指定があればご教示下さい。	公告時に提示します。

3. 要求水準書（案）運営・維持管理業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内容	回答
19	28	第5章	第3節	4 2)	本施設で処理を継続できない場合の対応について、「長期の停止によりごみ処理ができない場合は、代替の処理施設等の手配は原則、運営事業者が行うものとし、必要に応じて本市が協力する。なお、処理に係る費用は運営事業者の負担とする。」とあります。 不可抗力や、運営事業者が善管注意義務を遂行した上での処理不適物の混入等、発生原因が運営事業者の責ではない場合、上記費用負担についてはご協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	32	第7章	第5節	7)	「見学者受入人数の想定については、年間 2,000 人を想定している。」とあります。 以下についてご教示願います。 ①想定人数2,000人のうち、団体見学者、個人見学者それぞれの想定人数があれば、ご教示ください。 ②団体見学者の1回あたりの最大人数の想定値があれば、ご教示ください。 ③見学者対応の対象者については、事前予約者のみと考えてよろしいでしょうか。	①あらかわクリーンセンターの令和元年度の実績を基に想定しております。 一般見学視察者 17団体 232人 小学生 36校 1,928人 合計 2,160人 ②最大人数は90人（1クラス30人×2クラス+引率等） ③見学受入れの判断は市が行います。基本的には事前予約者ですが、予約なしでの見学も有り得ます。
21	32	第7章	第7節	1)	「本市は、防災備蓄品を納入、管理する。」とあります。 災害発生時には、本施設に一時的に滞留する見学者のための防災備蓄品についても貴市にて納入、管理するとの理解でよろしいでしょうか。 また、運営事業者作業員のための防災備蓄品は運営事業者が納入、管理すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	32	第7章	第7節	3)	「災害発生時には、本施設見学者等が、本市の「地域防災計画」で定める避難所に安全に避難移動できるまでの間、一時避難場所となることを想定した施設機能を有するなど、地域防災に協力を行うこと。」とあります。 本施設での市民の方の避難対象は本施設見学者のみであり、その他周辺住民等の一般市民の避難は想定しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	36	第8章	第15節	1)	「年に2回、財務諸表を本市に提出すること。」とありますが、特別目的会社の決算報告に合わせ、年に1回としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
24	37	第9章	第1節	2)	「～本施設とあらかわクリーンセンターの搬入量調整を行う～」とあります。 搬入調整の内容や実績（想定される時期、期間、量）をご教示頂きますようお願い致します。	搬入量調整は本市の業務となりますが、月一回翌月分の調整会議を行い、ピット内のごみ残量により各施設への搬入割合を決定しています。量は状況により異なります。
25	37	第9章	第1節	3)	「本市は、展開検査(パッカー車等の中身の検査)を年2回程度行うものとし・・・」とありますが、対象となる想定台数をご教示下さい。また運営事業者の具体的な協力内容もご教示下さい。	一回あたり5台程度です。協力内容としては、誘導や清掃等です。

3. 要求水準書（案）運営・維持管理業務編に対する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
26	37	第9章	第2節	3), 5)	3)に混載時は、1度計量後プラットフォームで可燃ごみまたは可燃粗大ごみを荷卸し、2度計量後、ストックヤードでの荷卸し後は計量を行わず退出との記載があり、2度計量目では可燃ごみまたは可燃粗大ごみの持込量の計量しかできず、ストックヤード持込分は直搬車両重量が不明のため計測できませんが、5)で搬出用計量機で計量時に料金徴収との記載があることから、ストックヤード搬入分については、持込重量把握及び料金徴収は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	37	第9章	第2節	4)	「委託収集車に対して、搬入用計量機での計量時に伝票を発行する。」とありますが、全車両2回計量のため、伝票に搬入量を印字することができません。伝票は、搬出計量時に渡すことでよろしいでしょうか。	搬出計量時に伝票を発行することとします。 要求水準書公告の際に修正いたします。
28	37	第9章	第2節	6)	「許可業者については、原則として月締めの納入通知書により料金徴収を行う。」とありますが、搬入時の現金納付はないという理解でよろしいでしょうか。	現金納付の場合もあります。
29	37	第9章	第2節	8)	「本市は、ストックヤードに搬入された資源物の品目毎の仕分けを行う。」とあります。 ストックヤードにおける受入、積替え・保管等の運転管理業務についても貴市が行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	38	第9章	第5節	1)	「本市は、施設見学者の受付、記録、管理を行うものとする。」とあります。 見学者の事前予約に関する業務も貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	38	第9章	第6節	4	「運営事業者は、本市が周辺環境モニタリングを行うに当たっては、全面的に協力すること。」とあります。 具体的な協力内容について、ご教示ください。	運転データ（処理量、排ガス量・濃度等）等の提示を想定しています。
32	39	第9章	第9節	2)	貴市は、資源化工場及びヘルシーランド福島の運営管理を行うとの記載がございますが、買電を除く全ての運営管理業務を貴市が行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、両施設への送電は事業者がおこないます。 また、資源化工場の排水については、本施設の排水処理施設で処理していただくこととなります。